

○飯塚市社会福祉協議会補助金交付要綱

平成22年4月2日

飯塚市告示第92号

改正 H30-69

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市社会福祉法人の助成手続に関する条例(平成18年飯塚市条例第114号)及び同施行規則(平成18年飯塚市規則第216号。以下「規則」という。)の規定に基づき、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会に対して行う補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業及び経費)

第2条 補助の対象となる社会福祉協議会が実施する事業は、次の事業とする。

- (1) ボランティアセンター事業
- (2) 権利擁護事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

2 補助の対象となる経費は、前項に掲げる事業及び社会福祉協議会の運営に要する人件費、事業費等のうち市長が認める経費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。ただし、国又は県、その他市長が定める団体等から補助金が交付される場合は、当該補助金を控除した額とする。

(実績報告)

第4条 規則第7条の実績報告書は、補助事業完了後60日以内に市長に提出しなければならない。

(H30-69一改)

(準用)

第5条 この告示に定めるもののほか、補助の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるところによるものとする。

(補則)

第6条 書類の様式その他の補助の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成30年3月22日 告示第69号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。ただし、この告示による改正後の飯

塚市社会福祉協議会補助金交付要綱第4条の規定は、平成29年4月1日以後に補助金の交付決定を受けた者について適用し、同日前に交付決定を受けた者については、なお従前の例による。